

ことがきめられてございまして、それに基きまして在外公館の名称及び位置を定める法律といふのが別にできまして、従来ともその二本建でやつてあります。

○前田(正)委員 従つて在外公館の名称を定めるといふものは、外務省設置法の中のまた別の法律であつて、それをカバーしておるもののは外務省の設置法の中に入つておるものじゃないかと思うのです。従つて、それから在外公館といふものの位置が設置法に基いてで、きておるのじゃないだらうか、こう思うのですが、当然これは政府機関であるからそらうだと思つてあります。ところが、それに基いて今度は、今私がお聞きしようとしておるのは、その在外公館の位置を定める法律と、それからもつて二つの法律を改正しておるの

正しておるのじゃないですか。一つの改正案でもつて在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律を改正しておるのじゃないですか。一つの改正案でもつて、第一条、第二条でもつて二つの法律を改正しておるのじゃないですか。

○内田政府委員 在外公館が設置されると、それに付随いたしまして当然在勤俸等をきめなければならぬわけだとさいますので、その意味で一つの法律でやつておるわけでございます。

○前田(正)委員 そういうことは今までやつとあなたの方ではそういうやり方でやつておられるのでしょうか、それをちょっとお聞きしたい。

○内田政府委員 従来ともそういうやり方でやつております。

○前田(正)委員 法制局はどうかな。だれも来ておりませんか。

○櫻内委員長 しばらくお待ちを願い刻することにいたしまして……。石山

二つの法律を一つの改正案でもつてやるというようなことは、今まであなたの方でおやりになつてきましたかどうか、それを一つお聞きしたい。

○内田政府委員 ただいまの御質問であります。あれでござりますか、一つの法律で二つの法律を改正しておるといふふうに……。

○前田(正)委員 そうです。

○内田政府委員 われわれは二つの別々の法律の改正案を出しておるつもりでございます。

○前田(正)委員 いや、在外公館の名称及び位置を定める法律等の一部を改正し、第二条では在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律を改

正する。一つの改正案でもつて改正しておるのじゃないですか。これは別々の法律で改正しておるのであります。今まで二つの法律を改正しておるのじゃないですか。館の名称及び位置を定める法律を改正しておるのじゃないですか。一つの改正法律案の第一条でもつて在外公館の名称及び位置を定める法律を改正しておるのじゃないですか。一つの改正案でもつて、第一条、第二条でもつて二つの法律を改正しておるの

ではありません。そのとき藤山さんは、何かぞうきんのお話をなさつたようですが、それが重ねなければぞうきんの役目を違ふのです。それから新しくなさぬということです。それから新しい意味では、あなたの経済人ですかからいいと思うのですが、ほんとうの意味のぞうきんにするなら、合成織維でなければいけないかぬのです。あなたがおやりになつておるところをずっと見てみますと、どうも綿のハンカチがちょっとぬかねている点があると思うのです。しかももう少し見方を変えて見るとすれば、あなたのは新しい合成時代の織維じやなくて、やはりどうも古い、けなされたいたスフ時代の織維なのです。水にあうとぼろぼろする、伸びる、薄くなる、ほすと縮んでしまう、こんな格好なのです。私、なぜこんな変な言葉をしているかと申しますと、一国の外交といふものは、ちょいちょい動かといふことについては、私もむずかしい問題だと思います。私は反省していかなければならぬ点がたくさんあります。政界に入りました以上、私は反省していかなければならぬ点がたくさんあります。ただ経済外交と申しますが、外交をやつてみましてそう思ひますのは、やはり今お話のように、ある程度長期にわたる計画を持つていいのかなればならない、これは当然なことがあります。外交をやつてみましてそう思ひますのは、やはり今お話のように、いろいろな世界の、ことに今日非常に動いている時代でござりますから、その動きの状況等を判断しながらも、やはり一つの日本の経済を発展させる

と、とも一般の話し合いだつたと思つておられます。そのとき藤山さんは、何かぞうきんのお話をなさつたようですが、それは近頃は生地がほんとうの木綿あるいは近代の合成織維でなくしてスフ格好が見える。これが私が口を悪くしならうとしたときに、木綿も、分厚いものをぞうきんといふやつは、われわれ階級からしますと、ハンカチの生地と全然違ふのです。それから新しくなさぬということです。それから新しくなさぬことと、どちらの木綿をとつたらいいかということを考えて、何かあたりほとりからちよちよと、どうも政治的の考え方、その政治的な考え方も太い筋を通した日本の国の大好きな外交といふのを私たちから見るに、あなたは生地がほんとうの木綿あればいいかぬ。木綿も、分厚いものをぞうきんとするなら、合成織維でなければいけないかぬのです。あなたがおやりになつておるところをずっと見てみますと、どうも綿のハンカチがちょっとぬかねている点があると思うのです。しかももう少し見方を変えて見るとすれば、あなたのは新しい合成時代の織維じやなくて、やはりどうも古い、けなされたいたスフ時代の織維なのです。水にあうとぼろぼろする、伸びる、薄くなる、ほすと縮んでしまう、こんな格好なのです。私、なぜこんな変な言葉をしているかと申しますと、一国の外交といふものは、ちょいちょい動かといふことについては、私もむずかしい問題だと思います。私は反省していかなければならぬ点がたくさんあります。ただ経済外交と申しますが、外交をやつてみましてそう思ひますのは、やはり今お話のように、ある程度長期にわたる計画を持つていいのかなればならない、これは当然なことがあります。外交をやつてみましてそう思ひますのは、やはり今お話のように、いろいろな世界の、ことに今日非常に動いている時代でござりますから、その動きの状況等を判断しながらも、やはり一つの日本の経済を見てみれば、指導的地位を占めた者の背後を見てみれば、これは気持だけではなくしておのずからうなづかれる実績なんです。あ

ましたときも、経済方面を担当しておられますジロン次官補とこの問題については二時間ほど話をいたしたわけでありまして、決してそれをないがしるにいたしておるとは思いません。また御指摘のような私の出身の立場から言いましても、そうした努力をすべきが当然だと思つております。従つてできる限りワシントン政府におきましてもそうした問題を取り上げて話をいたしておりますし、また国連等に参りましてニューヨークにおりますときも、機会がありますればむろんアメリカの実業家方面とも会見して、あるいは会合の席上にも出来まして、単に中近東の問題だとがあるいは何とかというよくな政治問題ばかりでなく、日本の最近の経済の状況なりあるいは産業構造なり、そうした問題について懇談をいたす機会がありますれば、できるだけそういうチャンスをつかましてやつておること、むろんであります。しかし力の足りないところ、あるいは国連等の総会に出ておりますとそういう機会が非常に少いことは事実であろうかとも思ひます。従つて今後ともますますそしめたことをやらなければならぬかと思ひます。なお同時にやはりワシントン政府にこれらのことと十分認識してもらはばかりでなく、アメリカは御承知のように民間企業も発達し、民間企業の政治的な関連も相当深いわけでありますから、一般業者方面等との連絡を密にしていくということは、これまた非常に必要なことだと思います。それがおのずから議会開会中には上院等に反映いたしまして、そうして上院が何か関税の問題あるいは輸入禁止制限の問題等を取り上げる機会を作つて参ります

もそういう機会を作るようになります。それで、御指摘の問題を平素からやはり話し合いをするというような機会を作つて参らなければならず、われわれとして民間の方にお願いもし、勧説もし、また便宜もそういう場合には与えなければならぬと考えておるのであります。先ほど御指摘になりました燕市の問題の点なども、やはり燕市の代表者の方が行つていただいたというようなことが最終的に——必ずしも全部が満足であつたとは思いませんけれども、まあ四百五十万ダースといふよくなことで一応の理解を得られた点だと思います。従つて今後やはり御指摘のように、単に大企業の主宰者ばかりでなく中小企業の、現実に日本の輸出貿易を担当しておられるような方々の団体もしくは個人等が行かれる場合に十分便宜をはかり、またその方々が単にワシントンだけではなく各地における生産業者と懇談をする機会を作つていくということは必要だと思いまますので、そういう面についてはなお一そく力を入れて参りたいし、今日まででも若干力を入れてきておるつもりでありますけれども、なお今後も力を入れてやつて参りたい、こう考えております。

つまり一つの歴史的な面が出てきた。それほど日本の経済というものも成長をしつつあるのだ、今までのようく拝みます、頼みますといふうな関係での経済の運行は不可能になりつつある。それだけ日本の経済というものが成長をいふうなことを言つて、いろいろなアメリカの関税との問題をそういうふうな意味で評価している方もあると思ひます。われわれがいろいろアメリカとの経済的な関係のうちで常に耳の底にこびりついているのは、MSA協定でございます。それは去年度あたりは日本にどういうよな影響になつていいか知りませんが、経済的な援助はおむねなくなつてきてるのではないか。将来もなくなるのではないか。そしてこれはもっぱら軍事的な援助に変わりつつあるのではないか。アメリカは年度は違いますが、去年度のMSA協定によるところの日本の受けた経済的效果というものは、どんなことでござりますか。

○石山委員 昨年度の経済援助の実例は、
○森(治)政府委員 昨年度におきます
アメリカの日本に対する経済的援助といたしましては、正確な数字はここに持つておりますけれども、大体二百五十五万ドル程度でございます。そのおもなるものは、御承知の通り、日本の各方面の方々がアメリカに行かれております生産性本部に対する援助でござります。
○石山委員 日本の経済についてはいろいろな見方があると思いますけれども、ことしの財融投資を見ますと増額されました。それから公共事業費を見ますと、これも莫大な、例年ない増額です。これは選挙があるためかどうか知らぬが、そう言われているほど多い。これらが刺激になつてなべ底からはい上る一つの活気を与える要素になるだろうと言わっているわけですが、しかし、考え方によれば、これはまたインフレを呼ぶ一つの要素にもなるといふに判定をしている経済学者もあるわけです。ですから、日本の財界が少し刺激するとすぐインフレになる。そうしますと、また例の過当競争が始まるのではないか、過当競争下における貿易——過当競争をあなたが防ぎ得る、大丈夫防げるのだ、そなれば、これは正當な貿易は可能なのでございますが、今のような姿で、普通言われている低米価、低賃金といふような、生活要素が低いわけですね。そういう低い要素の中でインフレを防ぐ、そのことによってインフレを防ぐのだ。

そうして極端に低いコストで貿易をなさる。時期を見てダンピングをする。これはやはり今まで非難されていましたが、今の経済政策を私見てみますと、これはやはりおととし行われたことと、去年行われたことがまたことしも行われ、来年もそのまま遂行される可能性があるということを言うことができるのではないか。経済人としてのあなたは、いやそんなことはないのだ、インフレを抑え得るのだ、そうしてダンピングなどと言われる非難を避けて通常な貿易に持っていくのだ、こういうふうなことをあなたは貿易関係国等を見ながら説明できるかどうか、一つお知らせ願いたいと思う。

○藤山國務大臣 御承知のように、戦後の日本経済が著しく復興してきましたことは明らかでありまして、これは国民のみんなの努力によつてここまで來、外国から来た方も驚き、日本人自身も、ある程度この経済の復興がここまで申しましても、あの魔壘の中から立ち上りました日本経済というものは、なおまだ全体の底が浅いのではないか。従つて御指摘のように、若干インフレ的な要素を含んで参りますと、加速度にインフレの状態に入つていく。または若干緊縮的な方法をとりますと、予想以上の緊縮状態と申しますか、不況状態に陥つていく。そのこと自体は、やはり経済の根が浅い、あるいは資本蓄積も十分でありませんし、砂上に樓閣とは申しませんけれども、やはり地下における基礎工事が完全などろまではまだいいでない。そういう状態

でありますから、神武景氣となれば失業者があいまう状態になり、緊縮をすれば失業者がすぐふえてくるといふような傾向に陥りやすいこと、現在の日本の経済の現状だと思います。従つて、政府がそれらに対しても常に細心の注意をして参らなければならぬのだと思ひます。貿易を伸長いたして參りますことは、要するに物価が安定して、そうして安定的な価格において、むろん製品の品質がよくなるといふような条件がござりますけれども、価格の面だけから申しますれば、やはり上向き傾向の安定的な形が一番望ましい物価の面における影響だと思うわけです。ただいま御指摘のありましたように、日本が非常に多くの人口をかえ、多くの失業者を持つておりますので、従つて、過当競争に陥る弊といふものが随所に今日まで見られております。絶えずそしめた非難を外國からもかっておりました。また一方から言いますれば、安定的な値段で若干ずつ上向きの値段であります。それが安定して参りますれば、おのずから安定した需要を喚起し続けて参ることができると思うのであります。特に不当な価格の安売りをいたしましたことは、当然避けて参らなければならぬのであります。最近各國から見えられた方々でも、日本の商品は安過ぎる。もつと高くいいのではないか。むしろもつと高く売つた方が輸出が伸びるのではないかといふことを言われるのですが、私どももある程度そう思います。ことに先進国に対します貿易といふものは、日本の品質が今日のように著しく改善されてきておりますときにはそだだと考え

において国内の産業政策なり財政金融の問題につきましては、やはり恒常的に増進して参るのには細心の注意がなければならぬと思つております。

○石山委員　日本のインフレが起きやすいといふ一つの傾向とか、あるいは貿易の頭打ちとかいうふうなことは、それぞれかね合つた問題であります。ちゅう行われておるところに、日本経済の底が浅いなどといふ点があるのかもしれません。しかし貿易の問題が頭打ちをしているから、ある意味ではダーピングせざるを得ないのではないかと私は思うのです。そうした場合に、日米経済協力でちょっと疑惑を持つわけなんです。あなたのやつていらっしゃる、いわゆるアメリカ一辺倒などと私はしいて申し上げませんけれども、アメリカの経済協力のみに思いをいたすような考え方方に私は疑惑を抱く。日本の経済が不安定だということ、過当競争するということ、ダーピングするということは、結局買つてくれる相手がいる不足だということに帰着すると思うのです。一ころ岸さんがアメリカに行つたとき、いわゆる東南アジア開発なんというそら、われわれでさえもちょっと及びもつかないような言い言葉をもつて帰つてきたわけですね。それで東南アジア開発などできて、こういうことが非常にうまくいくだろう、こういう構想が非常に宣伝されて、岸ブームといふもので一時沸いた時代もありました。そのあとはさっぱりし切れトンボになつて、われわれは国会においても説明を聞く機会がないのです

が、その後東南アジア開発問題、円積み立ての問題等は、どういろいろに進展しておるか……。

○藤山国務大臣 御指摘のように貿易を拡大する上においては、アメリカだけが輸出じやないのであります。ことに金融財政的に安定しておりますヨーロッパなりあるいは豪州、ニュージーランド等の方面、そうした方面にやはり輸出貿易の拡大をはかつていかなければならぬことは当然のことだと思います。同時に他面、東南アジアなり中近東、アフリカ方面に対する貿易市場の拡大をはかつて参らなければならぬということも、これまた並行的に行なつて参らなければなりません。たゞ東南アジアに対して考えてみますと、御承知のように政治的に独立したあとまだ経済的な独立を完成いたしておりません。植民地経済の殘滓が残つております。いわゆるこれらの国が主として第一次產品をもつて國を立て、世界的市場価格の変動によってその経済が左右されるというような状況にあるわけであります。それありますから、やはり基本的には、これらの国々が経済的な独立を完成するような経済建設計画に協力し、その結果として、それらの人々が生活状態が改善され、購買力も上つてくるということになります。本格的には貿易の増進ということとは非常に困難であろうと思ひます。従つて東南アジアに対する考え方としては、輸出貿易の促進といふ面とあわせて経済協力というものを考えて参らなければならぬ、それが私どもが今考えておるところであります。岸総理が東南アジア開発基金という構想を出されましたのも、その考え方方に

れわれとしてはそういう意味で、こうした構想が何らかの形で上つてくということを待望いたしますけれども、しかしこれらの問題につきましては、単に経済的事情ばかりでなく、いろいろな問題もございますし、また各国のそれぞれの状態によって、急にはこうした問題が進展はいたしておらぬと思います。ただししかし、世界的にそういう問題が考慮に上つていているところは、いわゆる第二世界銀行の構想が打ち出されてみましても、あるいは国連におきまして後進国開発基金というようなものも考えられてみます。あるいはIMFなりの増資というような問題が考えられ、そうしたことで風潮はそこにみんな考えてきているのではないかと思うのであります。でありますから、日本といたましても、岸構想そのままの原始的な形が果して適当であるかどうかは今日の時代必ずしも判断いたしかねると思いますけれども、できるだけ、今申し上げましたような東南アジアにおける経済建設、そうちして政治的独立を全うしたその裏づけとしての自主的な経済が成り立ち得るようわれわれは努力していくなければならない、それがやはり經濟外交の大きな線になつているのではないかと思います。またなつておきだと思ふいう考え方で私はやつておりますつもりであります。

のです。たとえばヨーロッパだって、六カ国で共同市場を作るとか、経済機構を作るとか、原子力の共同研究をやるとか——もちろんその補助金とか何かで、その国々によつて労働人口等私はいろいろ困難があると思うのだけれども、いずれにしても六カ国で共同の立場をとろう、経済力を集中する、こういうふうなロック的に問題を進められてきているということは現実の姿でしょ。アメリカだって北アメリカ、南アメリカ、南北のいわゆる経済圏、東欧は東欧の共産圏といふような考え方、そうしますと残されている部分といふものは目に見えてきているわけです。それにもかかわらず——もつとも今ジエット機が飛んで、ミサイルがどうだとかということから、太平洋なんかもまるで昔の女が手足を洗うたらいふような感じで皆さんを見ているかどうか知らぬけれども、あなたはアメリカのみを主眼として問題を論じて、その実際行動としてこまかいことを克服していく能力に欠けているのが現実の政治だとするならば、これはやはり日本は経済的におくれをとつて、どんなに働く人が低賃金で働いてみても、生活水準をうんと引き下げて働いてみても、これは事が知れていると思うのです。いわゆる世界的な大勢にそれのような政治経済のあり方であつては——そういう点ではうちの同僚諸君が常に口を開けば東南アジアの次には中国問題を出すとか、あるいは北ベトナムの問題とか、朝鮮の問題等を出しているのを私は聞いておりますが、私でさえもちょっと並べて見てもそぞういう感じを受けざるを得ないわけですね。なぜこゝだけに目にめたをしてい

るのか。風というやつは南からばかり吹くのじゃない、東からばかり吹くのじゃない。夏になれば北風だってむしろ爽快でしょ。なぜ北風の入つてくる窓を開けないで、片一方だけを開いているか。さつきからいろいろ聞いているが、そちばかりあなた御説明なさいしているが、北にも西にもわれわれたまたまお葬式があるでしょ。あなたたちの大先輩の鳩山さんは因難を克服して北の窓を開いたじゃありませんか。それを考えたらやっぱり考えべきところがあつてもいいと思うのですが、きょうの御答弁を聞いてみますと、北の方にはちつとも触れて下さらぬといふのは、どういう観察なのですか。北では全然だめなのです。か。一つそういう点もあわせてこの際御説明願いたい。

○藤山国務大臣 ただいまの御質問が、総理の東南アジア開発から出ているように思つたので、そういう御答弁をしたのであります。もちろん日本を取り巻いております周囲、ことにソ連などの経済関係といふものは、われわれも考えて参らなければならぬ問題でありますことは事実であります。ただ過去にありますいろいろな経緯もござります。やはりわれわれはそういう過去のいろいろな経緯といふものを全然見失つてしまふわけにも参らぬ点もござります。従つておのずからそつした問題について、貿易を再開するにいたしましても時期もあり、方法もあるといふことによって、皆さんの努力といふものが理解されるんじやありませんか。そういう点では、やはりあなたがハンケチはまだ白い。綿なら綿であります。おおとよこれなければいかぬと思うのです。なぜあなたに、初め

て質問に立つ私が特にそういうことを言ふかといふと、あなたはまだ政界にようこれないフレッシュな感覚でいろいろなことを見ていただいているだろうと思つから、特に強くこういうことを言つてゐるのです。切実に求めているものに対して、あなたは一步乗り出しきょうたまたまお葬式があるでしょ。あなたたちの大先輩の鳩山さんは因難を克服して北の窓を開いたじゃありませんか。それを考えたらやっぱり考えべきところがあつてもいいと思うのですが、きょうの御答弁を聞いてみますと、北の方にはちつとも触れて下さらぬといふのは、どういう観察なのですか。北では全然だめなのです。か。一つそういう点もあわせてこの際御説明願いたい。

○藤山国務大臣 ただいまの御質問が、総理の東南アジア開発から出ているように思つたので、そういう御答弁をしたのであります。もちろん日本を取り巻いております周囲、ことにソ連などの経済関係といふものは、われわれも考えて参らなければならぬ問題でありますことは事実であります。ただ過去にありますいろいろな経緯もござります。やはりわれわれはそういう過去のいろいろな経緯といふものを全然見失つてしまふわけにも参らぬ点もござります。従つておのずからそつした問題について、貿易を再開するにいたしましても時期もあり、方法もあるといふことによって、皆さんの努力といふものが理解されるんじやありませんか。そういう点では、やはりあなたがハンケチはまだ白い。綿なら綿であります。おおとよこれなければいかぬと思うのです。なぜあなたに、初め

て質問に立つ私が特にそういうことを言ふかといふと、あなたはまだ政界にようこれないフレッシュな感覚でいろいろなことを見ていただいているだろうと思つから、特に強くこういうことを言つてゐるのです。切実に求めているものに対して、あなたは一步乗り出しきょうたまたまお葬式があるでしょ。あなたたちの大先輩の鳩山さんは因難を克服して北の窓を開いたじゃありませんか。それを考えたらやっぱり考えべきところがあつてもいいと思うのですが、きょうの御答弁を聞いてみますと、北の方にはちつとも触れて下さらぬといふのは、どういう観察なのですか。北では全然だめなのです。か。一つそういう点もあわせてこの際御説明願いたい。

○藤山国務大臣 ただいまの御質問が、総理の東南アジア開発から出ているように思つたので、そういう御答弁をしたのであります。もちろん日本を取り巻いております周囲、ことにソ連などの経済関係といふものは、われわれも考えて参らなければならぬ問題でありますことは事実であります。ただ過去にありますいろいろな経緯もござります。やはりわれわれはそういう過去のいろいろな経緯といふものを全然見失つてしまふわけにも参らぬ点もござります。従つておのずからそつした問題について、貿易を再開するにいたしましても時期もあり、方法もあるといふことによって、皆さんの努力といふものが理解されるんじやありませんか。そういう点では、やはりあなたがハンケチはまだ白い。綿なら綿であります。おおとよこれなければいかぬと思うのです。なぜあなたに、初め

て質問に立つ私が特にそういうことを言ふかといふと、あなたはまだ政界にようこれないフレッシュな感覚でいろいろなことを見ていただいているだろうと思つから、特に強くこういうことを言つてゐるのです。切実に求めているものに対して、あなたは一步乗り出しきょうたまたまお葬式があるでしょ。あなたたちの大先輩の鳩山さんは因難を克服して北の窓を開いたじゃありませんか。それを考えたらやっぱり考えべきところがあつてもいいと思うのですが、きょうの御答弁を聞いてみますと、北の方にはちつとも触れて下さらぬといふのは、どういう観察なのですか。北では全然だめなのです。か。一つそういう点もあわせてこの際御説明願いたい。

○藤山国務大臣 ただいま申し上げましたように、方式について検討をいたしましたして、ある程度結論に達してきておりますので、結論に達しますれば交渉したい、こう思つております。

○愛田委員 その結論に達する、ある程度今可能性を持つておられる具体的な内

容をお示し願いたいと思います。

○藤山国務大臣 ただいま申し上げましたように、従来各国と取り組み結ぶか、あるいは若干具体的な実施細目を加えたものにするかという問題になるわけであります。そこらの検討は、やはり各省との関係もござりますし、そうした問題について協議もいたして参らなければならぬわけでありますから、若干日時がおくれましたことはやむを得ないことだと思いますが、結論を得次第そらした問題を取り上げていきたい、こう考えております。

○受田委員 その内容を一つ一つ具体的に示してもらいたい。たとえば、マクミランが考えたような実施細目か、あるいは総括的なものか、どちらで踏み切ろうとされているか。

○藤山国務大臣 この実施細目的な問題については、若干予算との関係も出てくるわけでありまして、あまり大幅に、その方面には踏み切れないところは思っております。しかし、やはり若干何かそういう形のものをつけ加えることが必要ではないか、こういうふうに考へておるわけであります。従来、御承知のように、各國と文化協定を作りまして、ほとんど予算措置といふものがてきておりません、総括的な問題で。その点は毎年大蔵省にも交渉をしておるわけであります。従つて、若干そういう考慮は初めからしていく方が適当ではないかと、いろいろに考えているわけであります。

○受田委員 大蔵省と交渉して日ソ交渉の前進をはかるなんといふことは、前後が転倒しているわけです。せっかくよいチャンスがあるので、国家予算はどうのような措置をしてでも、そういう

う芽がふきそな分は一つ一つ成功させれるような努力をあなたがなさらなければいかぬ。大蔵省と相談してこの大事な日ソ交渉を一步前進させようとしないことは許されません。この点の信念を伺いたい。

○藤山国務大臣 文化協定を作りますことは、もう初めから申しておりますところなんでありまして、今現実に文化協定を作りまして、いかにして文化協定がスムーズに動いていくか——大蔵省と申したのは、従来文化協定をすいぶん作りましたけれども、予算的裏づけがなかなかむずかしい。そういう事情をやはり考慮しながら、しかし、今言つたように、文化協定を作ります以上は、若干でも予算をとるようになわれても考えて努力するということは当然のことでありまして、そういう意味で、何も大蔵省だけの鼻息を伺つて協定の内容をどうするというほどまでには考えておりませんけれども、実際の問題をやりますときには、そういう考慮も加えていくことをつけ加えて申し上げたのであります。

○受田委員 大蔵省を持ち出されたのが間違いで。大蔵省と相談して日ソ交渉の問題を解決するということは、前後が矛盾する。今日の午後葬儀のある鳩山さんにお報いする意味からも、日ソ交渉の前進に努力しなければならぬ。あなたの熱情を示してもらいたい。あなたは何のかんばせあって鳩山さんの葬儀に列席されますか。昼食を抜いてあなたの葬儀に列席しました、そして私は、委員会でこう信念を吐露しましたと報告する決意はないです。聞きしたいわけです。

○藤山國務大臣 私は、昼飯は抜きの予定になつておりますので、別段昼飯を食べるためには早く逃げようとは考へておりません。

○受田委員 私、非常に急いであなたにお尋ねして結論を得たいのでござりますが、アジア外交に重点を置いておられるることは、昨年設置法の改正で次長を置きたいという希望があつたことでもわかるわけです。そういう意味からも、日ソ交渉の前進をはかるために、文化交渉以外になおあなたがお考えになつているような問題はないか。まず成功させたい次の日ソ国交前進の具体的問題は……。

○藤山國務大臣 貿易協定はすでに一年から締結いたしまして、その運営はスムーズにいっております。また、日本通商航海に関する条約等もやつております。だんだんにやつて参りますれば——ただいま交渉の途上にあります航空協定は、日本側の意向をぜひとも達してもらいたいといふうに考えておるわけであります。

○受田委員 次は、中国の承認の問題ですけれども、これはやはりアジアに眼を向ける大事な外交のとりでだと思うのです。中国を承認し得ないような大きな原因はどこにあるか、理由はどこにあるかお示し願いたいと思います。

○藤山國務大臣 現在の段階におきましても、いろいろ歴史的な過程がござりますので、従つて、今直ちに承認するというわけには參らぬと思います。むろん日本は中華民国と正常な関係を持っておりますし、また国際社会におきましても国連等の関係もござります。

中共を即時承認するわけにはいかぬといふのが、現実の事態であろう、こういふのが、私は考へます。

○受田委員 中國に対しても、英國その他われわれと同じ立場に立つ民主主義諸国も、これを承認しておるのです。従つて蔣介石の方がむしろ日本との戦争をした当時の相手方であつて、新しく戦後に生まれた中共を国家として承認する。しかも形態その他においても堂々たるアジアの大國であるといふときに、何を好んで、これを承認し得ないか、背後にアメリカに対する気がねがありますかどうか、これを伺いたい。

○藤山国務大臣 特にアメリカ对中国に対する気がねといふのはございませんけれども、しかしながらアメリカ初め各自由主義国がとつておるいろいろな政策もござります。そこのものは現実の問題としてわれわれ考えて参らなければならぬと思います。

○受田委員 アメリカと日本との中国に対する相違点は、アメリカの経済的な関係は、中共に対して国全体の比率からいってあまり大きくなり。しかし日本は非常に密接不離だ。人種的に見ても歴史的に見ても、それから距離が非常に接近しておる。そういうようないきさつから考えたときに、アメリカが承認していないから日本がそれに同意するといふことは筋が通らぬのです。日本は独自の立場で中共に対する政策を用意すべきではないですか。その構想について御答弁願いたい。

○藤山国務大臣 むろん極東に対しまず日本とアメリカの地位というものが、歴史的にあるいは地理的にも、あるいは人種的にも違つておることは

事実であります。従つてわれわれが日本との政策を立てます上において、その日本の基礎の上に立つて問題を考えておられますことは、これは当然だと思ひます。

○受田委員 今社会党的淺沼書記長以下使節団が出ておるわけですかれども、国民外交というところでわが党はこの日中國交回復の問題に尽力をしようととしておる。このことについてあなたはよろしいことだと思いますか、あるいはけしからぬことだと考えておりませんか。

○藤山國務大臣 民間の方々が、あるいは政治でいえば野党的方々が、外國に親善友好のために旅行され、相互に理解を深められるということ自体については、私としては何を異議もございませんし、適当なことだと考えております。

○受田委員 非常にけつこうな御意見で、そういうところから経済と政治といふものを分離して、あなたの方ではわが社会党的代表団の訪中を歓迎しておられるということにおいては敬意を表する次第です。私はこれに関連してあなたにぜひお聞きしておかなければならぬことは、外交の正式のルートといふものについて、自民党内部にいろいろな線があるわけです。河野ライン、岸ライ、藤山ライン。たとえば金公大使があなたを抜きにしてしばしば岸総理と会談をしておられるということですが、どうでございましょう。

○藤山國務大臣 金大使がしばしば会談しておるかどうかといふ事実は存じておりません。ときには總理に会つたといふようなことは知つておりますけれども、あなたは御承知でないかと思うのですが、どうでございましょう。

ども、しばしばかどらかは存じております。
ません。一国に駐在しております大使
は、普通の関係においては外交上の折
衝がありますれば、外務大臣を通じて
いたすのが当然であるらと思います。
これはどこにおいてもプロトコールの
意味から申してもそろだと思います。
ただ個人としていろいろ会われるこ
とについては、これは別だと考えます。
○受田委員 個人として会談すること
は、外務省で目をつぶって見ておつ
はいいわけですか。

○藤山国務大臣 個人として閣僚等の
人あるいは社会党の方々が会われます
のに、一々外務省が差しとめるといふわ
けには参りませんし、好ましくない結
果が起らないように望んでおるだけで
あります。ことに直接の外交の折衝に
ついては、当然外務大臣を通じてやつ
ていただきたい、こう思つております。
○受田委員 ことしの初めに河野氏が
マ大使と会談をしている。安保条約改
定をめぐる重要な外交政策の話し合い
をしておられるようであり、これは報
道陣によつて明瞭にされているわけで
す。こういうことはあなたとしては好
まいことであるとお考えですか。

○藤山国務大臣 覚内のいろいろの方
もしくは民間の方々が各国の大天使に会
われるということを一々チェックする
わけに参りませんし、その会談の内容
がどういうことであるかということま
では承知いたさないのでありますし、
そういう意味においては、おそらくい
ろいろな意見の交換はいたすかもしれ
ませんけれども、外交折衝をいたした
ことは私は存じておりません。

○受田委員 けさの報道によるなら
ば、昨日自民党の総務懇談会は、安保

改定についての一応の構想を発表しておられる。これは河野氏のマ大使会議などと相通するものがあると思うのですが、ございますが、あなたの基本構想である行政協定改定の小幅な構想と、河野構想があるわけです。あなたは河野構想に対して、従来の藤山構想と比較して、どういう感想を持っておられるのか、ちよつと伺いたいと思ひます。

○藤山国務大臣 安保改定に対しましては、諸般の問題につきましては、もちろん各方面でいろいろな議論がありますことは、これは当然だと思います。また私もどもか十分議論を伺った上で最終的な結論を下して、交渉に臨みたいと思つております。われわれとしては参考のためにいろいろな意見を申してはおりませんけれども、それに対する反対の意見もあれば、十分傾聴をして参らなければならぬと思うのでありますて、自分自身の考え方だけをすべて押しつけていこうという気持はございません。

○受田委員 現在におけるあなたの構想の要旨は、行政協定の二十四条、二十五条の局部的改正ということと、それから安保条約の名称を変えないでもあるということ、すなわち日米相互防衛条約にしないという構想かどうか、そこを一つ。それからこの安保条約の改定の時期をどこに置いておられるか、これもあなたの構想を伺いたい。藤山国務大臣 条約の方は、御承知のように私は現在の日米安全保障条約の足らざるところを改正していくといふ建前をとつております。名前の問題点は、現在の名前をそのまま使いますかあるいは新条約にふさわしいものを使用しますか、その点はまだ最終的に決定

はいたしておりませんけれども、精神と申しますか、基本的態度としては現在の安保条約の足らざるところを補つていく、こうい形でやつて参りたいと思つております。また行政協定につきましては、われわれとしていろいろな研究をいたしておることは事実ありますまして、当然外交の衝に当ります者とすれば、一つばかりでなく、二つ三つの考え方をいろいろ検討して参らなければならぬと思います。しかし最後に御指摘のありました時期等の問題にも関係いたしますけれども、行政協定を相当改善するためには、時間的余裕が——あるいは相当かかるのではないかと思います。そういう意味からいえば、ゆるゆるこれをやるもの一つの方法ではないかということを考えておるのでありますとして、そのこと自体まだ最終的結論には達しておりません。また時期につきましては、私としては外交の折衝の任に当つておる者であります、いつできればいいんだということでは、現実的に問題の進展をはかつてはいけませんから、従つて私としては一定の時期までにはぜひとも作り上げるということで、事務当局も激励をしておりまし、また党内その他に意見の調整を必要とすることがありますれば、それらの時期に合せて調整をしてもらいたいということを要求するのは当然のことだと思います。そういう意味におきまして、できるだけ早い機会とという意味で、四月中ぐらいには一つやり上げたいということとは、はつきり申しておるわけであります。

もう一つ、あなたに大事なことが一つある。これは今回の法案改正に伴う大事な問題ですが、公使を大使に昇格させることがたくさん法案に出ているわけです。ところが現在外交官の中では大使、公使という地位にある者の数は六十六名、これは全部認証官です。全公務員の認証官の総数は百二十三名、その過半数は外務官僚が握っている。しかもその外務官僚は大公使の大部分のポストを握っている。従つて外務省におれば認証官におおむねなるといふ喜びがある。しかしこれは重大な問題が一つあると思う。少くとも認証官の地位にある大公使に対しては、あなたとしては公平にその地位を獲得せざるために民間人をどんどん外交官に採用する、また御自身の御出身の実業界などからもどんどんおとりになられ、そらして大公使を任命するということになされるべきだと思うのです。現在の大公使の中で認証官の地位にある大公使が何人おるか、認証官でない大公使が何人おるか、そして外交官出身の大公使と一般民間人出身の大公使の数はどうであるか、及び日本における外国の大公使で民間人であり、実業界出身である人と外交官出身の人の数がどうであるか、これをお示しいただいて次の尋ねをします。

て参りまして大公使の数もふえて参りましたから、その中に民間人を入れるという希望は持つております。従つてわれわれとしては、そういう考え方を持つてやつては参つておりますけれども、遺憾ながら民間人の中では適当な人がなかなかございませんし、ある場合には現在の待遇等を振り捨てて、そして新しくなつてくるといふような勇気のある方も非常に少いのであります。また有能な人は現についておる仕事の関係でもつて離したくないといふうなこともあります。それで、そういうことを考えてはおりますけれども、思うにまかせぬ点がたくさんあるのを御了解願いたいと存ります。

○受田委員 そこでもう一つ伺いたいのですが、今度の法案を見ますと大使をたくさん置く。そのように大使と公使の名称が必要なのでですか。それなら全部公使を大使にしたらいいじゃないですか。

○藤山国務大臣 現在のことになりますと、大使と公使との区別はあまり必要なくなつてくるのじやないか、ことに新しく独立国になりました各国といふものは、ほとんど大使を希望しておられます。公使として残つているのは、最近まで残つていたのでは、北欧三国のようだ、むしろ昔からの習慣を持つているところですから、おそらく今後公使といふものは事实上なくなつっていくことになるのじやないか。しかしながら事実上なくなりますと、大使の中にも一等大使、二等大使、三等大使といふ形になることが起るのではないかといふことが考えられます。しかし名称としては、各國がみな大使を希望しております。これは世界的趨勢であ

ことは論理的に見て納得できないと私は思うのです。国内で大使、公使の俸給を同じような要素を持つたものが外國に勤務する者にはある、こういうことは論理的に見て納得できないと私は思うのです。国内で大使、公使の俸給を別に基本給に応じたものと出しているこの見方は、私には納得できませんので、もう一度あなたの基本給の性格を持つという点を論理的に御説明願いたいのです。

○内田政府委員 それは結局外交官として海外に勤務するという特殊の地位からくる一つの基本的な給与ではないか、こういう意味で申し上げておるわけでござります。

○受田委員 海外に勤務することによる特殊な任務、それはどういうことでござりますか。

○内田政府委員 外交官として、衣食住はもちろんでござりますが、体面あるいはその任務の遂行上必要な給与、こういう考え方でござります。

ただし、先ほど申し上げておりますように、手当的な考え方方がこの中に入っているのではないかといふことを全然否定しておるつもりはございませんから、その点は御了承いただきたいと思います。

○受田委員 どちらにウエートが置かれるんですか。つまり俸給の要素が基本で、それに手当の性格も多少含まれておる、こう見るわけですが。

○内田政府委員 われわれの検討いたしました結果は、大体そういう考え方でございます。

わけですが、これは一般の給与政策上、考えなければならない問題が起きてきた。外国に勤務する者には、俸給と同じ性格を持つ給与が出る。こうしたことになる。国内であれば、それはできない。こういう原則論が確立するわけですが、さよう心得てよろしくうなぎますか。

○内田政府委員 ちょっと私ただいまの質問の趣旨がよく理解いたしかねますが、要するに、海外において外交官として勤務するその事実に付着した基本的な給与という概念が、在勤俸の中にあるのではないかというふうに考えられるわけでござります。

○受田委員 国内において特殊勤務を担当する人々に対する手当が出たり、あるいは勤務地によつて手当が出たりする者にはそぞいらのものがない、かようにならぬお考えですか。

○内田政府委員 それが特殊な場合に、いわゆる手当として出されるのはないかと思ひます。

○受田委員 特殊の勤務をする職種がありますね。そういう職種に対しして特殊勤務手当がついている。それは俸給の要素が全然ない、手当でいいというあなたの解釈。ただ外国に勤務しているがゆえに、あなたがおしゃつた外交官としての品位を保つためにといふようなことは私はどうも納得できまい。外交官は国内におつても大使、公使の任を持っている。それは外交官としての品位を保つ必要はないのか。国内においてアメリカの大天使と向うに行つておつた大使が戻つて打ち合せをするような場合がある。そういう場合においては大公使は外交官としての品位を保つ必要はないかということが起

るわけですが、これはどうですか。外國に勤務をするということでそれを俸給と認める、国内であれば認めない。つまり地域が国外である場合にだけ起る問題で、そのほかには起り得ない問題だ、かようにあなたは見解を持つておられるわけですか。

○内田政府委員 私俸給を専門的に研究したわけではございませんので、ただいまの国内のいろいろなものとの比較でどう考えるかといふうに御質問を受けましても、それに対して自信を持つてお答えする勇気がないのでございますが、ただいま繰り返し申し上げておりますように、これは外交官といふものの日本だけの問題ではないと私は思うのでございまして、大体外国において外交官としてやって参る以上は、一つのある特殊な地位を国際的に認められておりまして、それ相応の、それに付随と申しますか、それと密着した形においての体面維持、体面維持とか品位とかいうと、はなはだ古い表現のようですが、一応外交官というものがこうあるべきだという一つの概念からくる俸給給与といふものがあつてしかるべきではないか。またそういう考え方で大体一つの国際的な通念も出しているのじやないか。たとえば今われわれがきめております在勤俸と宅手当とかいろいろな形の制度をとつておる國もありますから、正確な意味での比較といふものは非常に困難でござりますが、大体中くらいの給与ということになつております。そういうことから見まして、やはり外交官といふも

のが外国で動いている場合の国際的な相場と申しますか、そういうものの御念して私どもはやはり外交官に密着した一つの給与といふうに考えていいのではないか。こういうふうに考えておるわけあります。

○受田委員 国内でありますたら、そうした品位を保つためとか、あるいは管理監督の地位にある人々のために管理職手当といふものがある。これは品位を保持するという要素も入っているわけです。そういうような手当でやはり本俸以外に別に出ておる。それは国外であれば、そういう要素の分は手当として考えて在勤手当といふうに変えて、大公使、外交官としての俸給と、それから俸給以外の手当といふものをはつきり区別してあなたの方としては決してそのために外交上の威信が落ちるというわけはないと思うのです。

どうでしょ。

○内田政府委員 それは名称を変えるだけで、別に実質的には差つかなのは——私は変えるだけのことならば、それがいかぬということを申すつもりではございません。しかし実質が同じであるものをことさら法律改正をして在勤手当となおさなければならぬとも考えておらぬわけでございます。

○受田委員 これは外務省がそういう見解で、田付さんがせつかく考えて、これでやらなければいかぬと言われたのが、今そういうふうに元へ戻つて固執されることであるならば、これはまた別の機会に意見の開陳をしてやつていかなければならぬし、そしてあなたの前任者はその点について、これは必ずいふん考えなければならぬ問題だといふことで適切な措置をここで約束さ

れておるのだが、それもできておらぬことになるが、国会に対する御発言がそのときどきによって違う。この前はそれは必要ないのだとおしゃつておられないですか、これはけつこうだということではないのですから、これらはいたずらに時間をかけますので私はおきますが、その意味でも一つこれを解剖して各国の金額が出ておるのでですが、これに対する基準をおなの方で外務省令で出されたものがあると思うのです。為替相場等によつて出された外務省令があるはずです。外務省令があつたものがあり事審議会等できめられた基準をちょっと見せてくまませんか。

○内田政府委員 法律できまつております。

○受田委員 法律できあた方でなくして、各國のそれぞれの為替相場、その土地の物価等を基準にしたものがありましたでしょう。あれを一ついただきたい。

今回の改正案の中の二段目に、イラク、レバノン、ポルトガルと並んで追加されるわけですが、これは大使、公使いすれの基準でござりますか、お答え願いたい。

○内田政府委員 大使、公使の名前の変化によりまして在勤俸は変わらないと、いう考え方でござります。従来通りでござります。

○受田委員 そらしますと、基準が変わらないといふことになると、これは大使でも最上まで行けるようにしてありますか。

○内田政府委員 それは大使になりますと、大使の一一番上のところまで行けます、

がござりますが、この地域差の基礎は
変らないわけでござります。

○受田委員　私は今迄何案の一見表方
使館の項中ニ「ニ・ジーランド」の次
に掲げてある第二段を示しておるわけ

○吉田(健三)政府委員 私からお答え
です。

いたします。在勤俸の方は、大使とい
うのは認証官で、公使も認証官でござ
いますが、大使の在勤俸は一本でござ

は、その地域につきましては同じ在勤

僕であります。それから大使館に、特別の交渉をしたりするために補佐をす

る公使がやはり認証官として配置されることもあります。その場合には、公使の在勤率をもらわなければなりません。

これも一本でございます。ただし、大使と公使それぞれの認証官には、先ほど

から問題になつております本俸でござりますが、これは一号俸からずつとわ

かれておりまして、その勤務年数とか、経験、学識に応じまして本俸は区別されております。

○受田委員 そうすると大公使には段階もあるわけなんですか、それによつ

て基準が違つてくるわけですか。この表は大使としての一率の段階でやると見ておきなさい。

見であります。○吉田(健三)政府委員 その通りで、

○受田委員 その土地の在勤俸をどうきめるかの地域差の表ですが、これは

あなたの方としては、非常に精密な基礎に立っておると思うのですけれども、その基礎になつてゐる各国の物価

○吉田(健三)政府委員 この在勤俸の基準をきめて参りますときには、まず総合的な表はないわけですか。

国連の統計で、国連が各国にいろいろな機関を出しておりますが、その俸給表があるわけでございますが、各國の物価表等が出ております。そういうふるい大きな国の、各国に長い間の経験で出した比率がござりますので、そういう数字を勘案いたしましておる次第でございます。

○受田委員 私がここで指摘したいことは、外務省におつたのでは大した利益が上らぬが、外国へ行くと相当もらえるのだ、すなわち在勤俸が出て、これは本人にちゃんと割り当ててある金であるから、適当に節約をして、外交官としての品位を保つことを十分やらなくてはいけないで、けちな外交官などが相当かかるのだ、つまり与えられた、特にアメリカは本人にちゃんと割り当ててある金のためには外交官の品位を始終傷つけないで戻る、こういうことなんです。それがなら一万八千ドルといふような手当を半分もこそっとボケットに入れてしまつてこようすればできる。これはあなた方が勤務評定をされるのに外国まで一々行くわけにいかぬと思うが、外國では評判になつておるわけです。われわれ外國を旅行したときに、どうも評判がよくないのはけちな外交官です。これは適当に節約しようとするはまでも聞えて参りますので、そういう方

から半判断いたしましたと、そう數か多い
といふことはないのではないか。例外的
的にそういう人もおるかもしませんが、
が、しかし、それは勤務評定といふ言
葉が正しいかどうか存じませんが、や
はり自然にその人の将来にも関係して
参るということではないかと存じま
す。

○や内(佐藤政府委員 一般質問に答へ) では、公館長の責任においてやつておることであります。また館全体がそういうことを申しまして、それはその人たちの人格を信頼して、特に外國に駐在する場合には、相当人を選んでやつておりますから、そういうことはないと確信をしております。またそういうたるがないかの問題等を、それだけに限りませんが、公館全体の能率、あるいはやり方については、特別に査察使を派遣して調査をするという方法もとつております。十分とは申しがたいかもしれませんが、できるだけの努力をして、それらの状態を把握すべくやつておりますことは事実であります。

○受田委員 終ります。

○櫻内委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後零時五十七分散会